医療・福祉問題研究会会報　NO. 134　2017.7.18

医療・福祉問題研究会　総会・記念講演のご案内

2017 年度医療・福祉問題研究会の総会および記念講演を下記のとおり開催いたします。会員の皆様につきましては、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

日　時：　2017 年８月 19 日（土）13：10～14：20　総会

15：00～17：00　記念講演

会　場：　IT ビジネスプラザ武蔵６階　交流室１

（金沢市武蔵町 14 番 31 号）

テーマ：　「健康格差対策の根拠とあり方を探る－医学と法学の立場から－」

報告者：　茹也寸志さん（公益社団法人石川勤労者医療協会　城北診療所所長）

棟居徳子さん（金沢大学人間社会研究域法学系・准教授）

欧米諸国では、健康格差をめぐる議論として、健康格差の同定とそれに関与する要因を検討してきた疫学の議論と、健康格差に関わる政策とその基礎に関する議論の双方が展開されてきた。日本でも、1990 年代後半から社会格差の拡大への危惧に呼応するようにして、健康格差をめぐる研究が進展し、近年では一般の関心も高まってきている。

しかし、日本における健康格差の程度や特徴については未解明の部分が多く、その実態把握を行い、対策の準備をすることが重要となっている。同時に、本来個々の人間の健康状態は多様であり、一定の「差」があることは自明であるにも関わらず、なぜ「健康格差」が問題であり、かつ社会的に対応が必要だと言えるのか、そうした健康格差対策の基礎となる規範論の検討も重要である。さらに、健康格差対策は、どのような指針に基づき、誰を対象に、何をどのように行えばよいのかといった具体的な対策のあり方についても検討が必要である。

以上を踏まえ、本講演では、医学と法学のそれぞれの立場から、主に若年 2 型糖尿病実態調査結果と健康権の国際基準に焦点を当てて、健康格差対策の根拠とあり方を探る。

医療・福祉問題研究会　第 127 回研究例会報告

『成年後見制度の現状と課題』

太田　椋子
（城北病院　医療ソーシャルワーカー）

４月 15 日松ヶ枝福祉館にて、『成年後見制度の現状と課題』というテーマで、成年後見センターぱあとなあ石川の橋爪真奈美さん、齋田和樹さん、浅沼和敬さん、東野德得さん、荒木優子さんによる報告がありました。成年後見人業務の現状や、成年後見制度の課題などについてそれぞれ話されました。

まず、成年後見制度の問題点について、「お金のない人」や「身寄りのない人」の成年後見として機能しない制度設計になっていることが挙げられました。ぱあとなあ石川では、身寄りのない方の成年後見について、連絡協議会に行政職員に来てもらうことで市長申し立てを受け入れてもらえるように働きかけを行い、実際に市長申し立てができるケースが増えてきているという報告もありました。しかし、身寄りのない方の医療同意と身元保証などの課題も大きくなっています。そして死後事務について、後見人の権限として民法には位置づけられましたが、法律上は曖昧であるため、亡くなった後の引き継ぎの困難さに悩んでいる後見人も多いそうです。また成年後見人の不正・横領などの問題や、民間団体等が市民後見人と名乗り各地で講義しているといった問題も挙げられました。

実際の成年後見業務について、事例をもとに報告が行われました。末期がんの方の補助業務に携わり、死後事務に苦慮した事例、判断能力の低下により無銭飲食やツケ払いなどをしてしまう方について、ケアマネジャーや生活保護の担当ケースワーカーだけでなく、警察や飲食店店員との連携により本人を支えた事例などの報告がありました。

また、後見人の報酬の問題について報告がありました。財産管理業務に対する報酬を中心に設定されているため、身上監護が中心の業務となっているぱあとなあの皆さんにとっては厳しい状況となっています。自治体によっては、被後見人の財産が一定以下であれば後見人の報酬を請求できるところもありますが、金沢市では後見人に対する補助制度がないのが現状です。

今回の報告を聴き、成年後見制度の在り方について考えさせられました。判断能力の低下が起きた時には、経済的に困難を抱える方や身寄りのない方こそが不利益を被る状況に陥りやすくなるのではないかと思います。どんな困難を抱えた人でも利用できる制度として機能すべきではないかと感じました。

会員レポート

「年金引下げ違憲訴訟」第４回口頭弁論を聞いて

河野すみ子

５月 23 日、「年金引下げ違憲訴訟」第４回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われました。今回、金沢地裁の訴訟に合流を予定している福井県の年金者組合員８人をふくめ、原告や支援者ら約 60 名が集まりました。

国（被告）は、16 日、「原告は、年金改定は憲法 25 条違反だと述べているが、失当である」などの準備書面を提出しました。

これに対し、原告の代理人弁護団は、「1985 年の年金改悪をはじめとした年金改定の歴史」を振り返り、原告第３準備書面「公的年金制度は、度重なる年金改定で不合理な改悪を繰り返し、高齢者等が受給する年金額は悪化の一途をたどってきた」とした書面を提出しました。

口頭弁論では、担当弁護士がその要約を陳述。「年金改悪の結果、高齢者の生活がこれまでになく経済的に逼迫している。したがって、『特例水準の解消』を理由とする本件減額決定は誤りであり、
取り消されるべきである」と述べました。

口頭弁論後の報告集会で、今後、アンケート調査を実施し、高齢者の生活実態を明らかにしていくという報告がありました。年金額の削減は、高齢者に厳しい生活を強いるものであり、生きがいや個人の尊厳を奪うものです。1985 年以降の年金削減政策を見直し、生活できる公的年金制度に転換していくことが必要だと思いました。次回は、10 月４日に行われます。多くの方々の傍聴をお願いします。

会員レポート

「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」第８回、第９回　傍聴報告

大田　健志

３月２３日（木）、標記裁判の第８回口頭弁論が行われ、４０人が傍聴しました。今回は、金沢の原告４人を対象に実施した「生活保護実態調査」を元に、生活保護基準が引き下げられたことによる原告らの被害実態を訴えました。以下、要点を簡単にご紹介します。

まず、対象となった原告４人の基本情報について。年齢は 50 代～80 代で生活保護受給歴は約５年～8 年。いずれも心疾患、糖尿病などの持病を抱えており、家族とは音信不通状態です。また、住まいや家電製品の状況については、古いアパートで湿度・温度管理も難しく、所々にカビがある状況。フタが壊れたままの洗濯機の写真も紹介され、電化製

品の購入や修理に係る費用も捻出できない状況にあることが窺えます。

今回の調査では、生活保護受給者の①家計簿、②食事内容、③行動それぞれの記録が行われ、その結果に基づいた傾向を解説しました。家計は、大部分が家賃と食事で占められ、冷暖房を制限していることで水道光熱費も少額。教養娯楽費、家具、被服費に至っては、ほぼ皆無であり、原告らが「文化的な」生活を送れていない現状にあります。

次に、食事調査から、インスタント食品や菓子パンなど炭水化物に偏った食生活にあることを紹介。管理栄養士による評では、摂取量・エネルギー自体の少なさを指摘した上で、野菜、魚、肉類の摂取不足による著しいビタミン・ミネラル不足が指摘されていました。そして、生活記録調査からは、交通費の節約のため、徒歩か自転車での移動圏内に限られること、娯楽・交際費不足で他者との交流が著しく少ないことが紹介されました。また、冠婚葬祭、旅行や趣味はもちろん、入浴回数にも制限をかけており、衛生的・精神的な問題も看過できない状況が報告されました。

最後に、生活保護受給者の全国アンケートの傾向も紹介。比較すると、金沢の実態と全国の傾向は非常によく似ています。金沢、そして全国の生活保護受給者が「健康で文化的な最低限度の生活」を送れない現状。その状況の中、さらなる基準引き下げは、その最低限度さえ切り崩すものであり、憲法 25 条の観点からも、改めて違法・違憲であると主張されました。

さらに、６月１５日（木）には、第９回口頭弁論が行われ、２９人が参加しました。こちらは、担当する３人の裁判官が全員交代になったこともあり、要約陳述では裁判の意義と経過についての簡単な説明にとどまりました。

次回の期日は９月１１日（月）です。この裁判も次回で第１０回目を迎えます。生活保護基準引き下げを私たち一人ひとりの問題として、みんなで声を上げていきましょう。

＜今後の裁判についてのご案内＞

・「生活保護基準引き下げ違憲処分取消等請求訴訟」
第 10 回口頭弁論
９月 11 日（月）13 時 30 分
第 11 回口頭弁論
12 月 14 日（木）13 時 30 分

・「年金引下げ違憲訴訟」第５回口頭弁論
10 月４日（水）13 時 30 分

いずれも金沢地方裁判所にて行われます。
ご都合のつく方はぜひ裁判傍聴にお越しください。
多くの参加者で傍聴席をいっぱいにしましょう！

2017 年度総会記念　懇親会のお知らせ

医療･福祉問題研究会総会記念企画の後は、恒例の懇親会を予定しています。暑気払いを兼ねた会員交流を、賑やかに楽しみましょう。多数のご参加をお待ちしております。

日　時：　8 月 19 日（土）18 時～20 時ごろ
場　所：　TRRADO（トラド）
　　（住所：金沢市十間町 1-2　　※地図参照
　　TEL: 076-263-3169 ）
会　費：　5000 円を予定しています。

参加ご希望の方は、8 月 14　日（月）までに下記へご連絡ください。
Email: soudan@jouhoku.jp (幹事：伍賀、太田)